

主な改正の概要（令和5年3月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 04.06 項	チーズ	チーズの特性を有するものであれば、生地（dough）で覆われたチーズも第 04.06 項に分類されることを明確化。
第 33.05 項	シャンプー	皮膚の洗浄等に使用可能な、せっけんその他の有機界面活性剤を含有するシャンプーについて、頭髪用の調製品として第 33.05 項に分類されることを明確化。
第 70.18 項	ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品	第 70.18 項に規定するランプ加工とは、ブローランプを用いて行う加工であることを明確化。 ※国内分類例規 7018.90 号「1. ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品」参照。
第 84.62 項	ノッチングマシン	第 84.62 項に分類されるノッチングマシンについて、圧延製品用のものと非圧延製品用のものがあることを明確化。

主な改正の概要（令和5年3月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 1704.90 号	せき止め用の錠剤	砂糖と少量のハーブからなるせき止め用の錠剤について、医薬品（30.04 項）ではなく、その他の砂糖菓子として、第 1704.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.10 号	粉末状の調製食料品	大豆たんぱく質分離物等からなる粉末状の調製食料品について、たんぱく質濃縮物として、第 2106.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2404.19 号	非燃焼吸引用の化学品	HS2017 では第 3824.99 号に分類されていた鉱石の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品（水パイプの中に入れ、発生させた蒸気を吸引するためのもの）について、その他の非燃焼吸引用の物品として、第 2404.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3917.10 号	ソーセージケーシング	コラーゲンを硬化して製造されたソーセージケーシングについて、硬化たんぱく質製のソーセージケーシングとして、第 3917.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8432.80 号	土壌用カッター及びリッパ	主として農地や山林の開墾等に使用されるカッター及びリッパで、道路整備等にも使用可能なものについて、その他の農業用、園芸用又は林業用の機械として、第 8432.80 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8539.51 号	テープ型ライト	HS2017 では電気式のその他の照明器具として第 9405.40 号に分類されていた LED テープ型ライトについて、LED モジュールとして、第 8539.51 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9032.89 号	電子周波数インバーター	三相の非同期電動機の電子速度、トルク及び位置の制御を確実にすることを主たる機能とする電子周波数インバーターについて、その他の自動調整機器として、第 9032.89 号に分類（通則 1 及び 6）。